#### 海岸公園復興基本計画概要版

#### 1 海岸公園復興基本構想の基本理念と基本方針

#### 【基本理念】

海岸公園は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、海岸部特有の白砂青松の景観や歴史的資産である貞山運河の一部を失ったが、海岸林は津波エネルギーを減衰し、冒険広場の高台では人命を救い、津波被害の軽減の一助ともなった。

海岸公園の再生は、海岸林等の貴重なみどりや自然環境の再生であるとともに、人々が再び集い、賑わい、交流する場の再生でもあり、力強い復興のシンボルとなる。

震災の記憶を後世につなぎ、自然と人のつながりの豊かさを再構築し、新たな歴史を刻んでいく ことを基本理念とする。

#### 【基本方針】

#### 自然と人とのつながりの再構築

自然環境と海辺の景観を再生し、自然と人とのつながりを再構築する。

- ・再び自然と人とのつながりを感じられるみどりの空間として再生する。
- ・貴重な資源である沿岸部の海岸林や井土浦等の生態系の再生、貞山運河の再生を目指す。

#### 震災記憶の継承

#### 震災の記憶を継承し、津波防災機能のある公園として再生を目指す。

- ・震災の記憶の継承と犠牲者の鎮魂を表象し、後世に伝える場とする。
- ・震災の教訓を生かし、津波防災機能のある公園として再生する。

#### 新たな賑わい・交流の創出

#### 沿岸部の賑わいを取り戻し、新たな交流の場として再生を目指す。

- ・自然の中で多様なレクリエーションやスポーツ活動により、沿岸部の賑わいを取り戻す。
- 自然豊かで復興のシンボルともなる公園として、地域の新たな魅力をつくり、市内外の交流を創出する。

#### 2 基本構想の基本方針に基づく基本計画の展開方針の設定

## 自然と人とのつながりの再構築 ①自然の再生とその利活用 ②津波防災のモデルとなる公園づくり 新たな賑わい・交流の創出 ③賑わいをつくる公園づくり

#### 3 海岸公園復興基本計画の展開方針

#### ①地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用

- ◆ 海岸防災林の育成により、海岸特有の「白砂青松」の景観を再生し、風害・塩害等の環境条件に応じた、海浜植生や地域固有の植生の保全と育成を図る。
- 植樹から育成管理も見据えた、市民とともにつくるみどりを目指しながら、市民の取り組みを 内外に発信し、仙台市のみどりの復興を推進する。
- ◆ 海岸防災林や貞山運河などの、地域固有である自然資源及び歴史資源の特性を活かした利活用を図る。

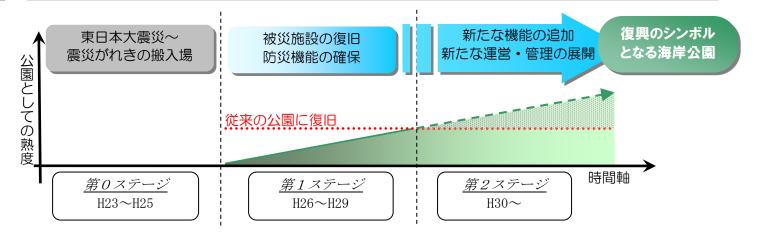
#### ②津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり

- ▲ 施設地区毎に津波発生時の避難場所となる避難の丘を整備し、避難機能を確保する。
- ◆ 避難の丘への適切な避難経路を確保し、サインの配置等により避難者の確実な誘導を図る。
- ◆ 津波の被害を免れた井土地区の高台等、震災遺構としての活用を図り、震災を後世に伝える機能を持たせる。
- ▲ メモリアルイベントや避難訓練の実施など、防災教育や津波防災意識の向上に努める。

#### ③交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり

- ◆ 震災により失われた施設を復旧し、震災前の公園機能を回復する。それに伴い、震災前の課題 を踏まえて、復旧する施設の機能見直しや新たな施設の導入を図る。
- ◆ 眺望ポイントとしての避難の丘や多目的広場等の導入及びその活用、また、樹木や花による新たな景観作りといった季節性や話題性の創出によって、多様な利用者を誘致し、市内外の交流を促進させる。
- ◆ 施設が整備された後には、新たな活用や取組みの実施によって、4つの施設地区の連携を高めるとともに、広域公園としての継続的な魅力向上を図る。
- ◆ 景観性や回遊性など、仙台市東部のネットワークづくりを推進し、東部地域一帯での利用の促進を図る。

#### 4 海岸公園再整備の時間軸



1

#### 5 海岸公園の全体計画

#### 1) 計画策定の与条件

海岸公園復興基本構想や関連計画に基づいた計画策定の与条件は下表のとおりである。

海岸公園エリア	・公園区域は現状区域を対象
ゾーン構成	・従前計画を活かしたゾーン構成
津波防災	・避難の丘を各施設地区に配置
周辺既存施設の積極的活用	<ul><li>・ 貞山運河の活用</li><li>・ サイクリングロードの活用</li></ul>
関連事業	<ul> <li>海岸防災林の育成(成育期間約30年要す)</li> <li>貞山運河の復旧</li> <li>サイクリングロードの復旧</li> <li>二線堤となるかさ上げ道路の新設</li> <li>災害危険区域内の農地の復旧</li> <li>災害危険区域内の防災集団移転</li> <li>海水浴場の再開については未定</li> <li>東北太平洋岸自然歩道の設定</li> </ul>

#### 2) 海岸公園区域内の整備事業

下表のとおり、公園区域内で仙台市がハードの整備を行なうのは、基本的には施設地区のみであるが、公園全体として連携したソフト展開を目指し、海岸公園のよりよい利活用を推進する。

区域内の施設	事業の進め方	仙台市の関わり
海岸防災林	林野庁により、敷地造成・植樹が実 施される。	国、県等と連携しながら、樹木の保 全・育成を図り、散策等の利活用方 法を検討する。
貞山運河	宮城県により、沈下箇所や被災した 堤体の復旧が実施される。	県と連携した親水施設の整備等の利 活用方法を検討する。
サイクリングロード	宮城県により、堤体と一体的に復旧が進められる。	周辺施設の利用を踏まえながら、回遊性のある利活用方法を検討する。
施設地区 (蒲生,荒浜,井土,藤塚)	仙台市が再整備を進める。	安全の確保とともに、魅力ある公園 づくりを進める。
井土浦	宮城県により、貞山運河を含めた運河周辺における環境保全の検討が 進められる。	国、県等と連携しながら、良好な自 然環境を保全し、眺望景観の向上を 図る。

#### 3) 施設地区毎のゾーン構成

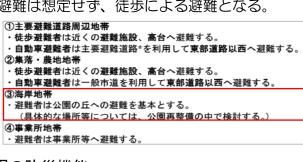
施設地区の従前の性格に基づき、施設地区毎のゾーニング計画を海岸公園復興基本構想で設定した。それらの構成を踏まえながら、各地区の整備、利活用計画を検討する。

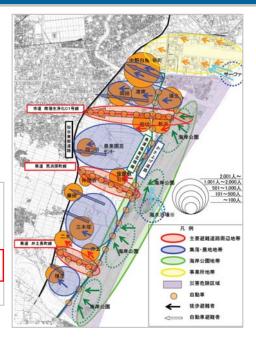


#### 6 海岸公園の津波防災の考え方

#### 1) 東部地域における津波避難

東部地域における津波避難の方法については、「津波避難施設の整備に関する基本的考え方(平成25年3月 仙台市)」の中で、かさ上げ道路とそこから西へ延びる3本の避難道路が避難経路として位置付けられており、また、公園利用者は公園内での避難とされていることから、各施設地区に設ける公園の丘(以下「避難の丘」という。)へ逃げることとなる。また、車での避難は想定せず、徒歩による避難となる。





#### 2) 海岸公園の防災機能

地勢や周辺の状況を踏まえると、海岸公園に求められる防災機能は以下の3つが挙げられる。 施設整備を進めるうえでは、これらの機能を確保するための配慮が必要である。

#### (1) 津波の多重防御機能

海岸防災林や貞山運河による津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉

(2) 避難地機能

緊急時のオープンスペースや津波避難地としての高台、救助活動の拠点

(3) 復旧支援機能

復旧活動の広域的拠点(自衛隊の活動拠点や震災がれきの仮設搬入場など)

#### 3) 海岸公園の津波避難行動

#### ●一次避難について

#### (1) 公園利用者は避難の丘に避難する

- ・ 海岸公園における津波からの避難については、蒲生、荒浜、井土 (既存高台を活用)、藤塚の各施設地区内に整備する避難の丘への避難を基本とする。
- ・ 避難の丘の位置は、徒歩による避難可能距離(500~900m: 概ね15分程度)を基に施設地区内に配置することから、避難移動手段は、基本的に徒歩とする。また、徒歩避難が困難な利用者については、避難の丘頂上部へ接続するスロープ等を整備して安全の確保を図る。
- ・ カヌー利用者やサイクリングロード利用者等に向けて、津波防災の啓発を普段より徹底し、サイン配置による適切な避難誘導を図る。緊急時には早急に情報を伝達できる機能を確保する。

#### (2) かさ上げ道路より東側にいる土地利用者が、公園内へ避難することを想定する

- かさ上げ道路より東側の土地利用を考慮すれば、発災時には農業従事者等がいることが考えられるため、それらの避難者が公園内に避難することに配慮しておくこととする。
- · 避難の丘は長時間の避難に配慮した避難面積(2㎡/人)の確保を計画していることから、一時 的な緊急避難の際には、避難者相互の共助によって公園外避難者を受け入れることができる。



#### ●二次避難について

海岸堤防とかさ上げ道路に挟まれた海岸公園区域は、津波が引いた後も周辺地域での海水の滞留が 想定される。そのため、避難の丘からの徒歩での二次避難は困難であり、ヘリコプターによる救助輸 送を想定しなければならない。それに伴い、避難の丘の高台部には、避難場所との安全離隔を確保し たうえで、避難時に活用できるヘリコプターの離着陸スペース(平坦部)を確保する。

#### ●避難の丘への避難誘導について

適切な避難誘導を図るため、下記の項目に配慮する。

- ◆ 徒歩避難が可能な距離である避難経路の設定
- ◆ 避難経路を示す標識など、適切なサイン配置計画 の設定
- ◆ 公園内及びその周辺に所在する市民等への誘導伝 達手段の設定
- ◆ 緊急時における管理者の避難誘導計画の指針設定



#### ●避難の丘の規模について

【高台部高さ】

津波シミュレーション結果に基づき、施設地区毎に浸水しない高さを設定した。 【高台部面積】

過年度の実績等に基づき、避難人口を想定したうえで避難面積を算出した。

海岸公園内の 施設地区	お高いる	高台部面積	備考
蒲生地区	T.P.+10,0m	2,100m²	
荒浜地区	T.P.+10.0m	420m²	(注)
井土地区	T.P.+15.0m(現状高)	2,120m²	
藤塚地区	T.P.+15.0m	100m²	

(注) 今後、海水浴場の取扱いに関する検討と併せて海水浴客の対応についても別途整理されること となるので、検討条件には海水浴客の想定は含まない。

#### 各施設地区の検討

#### 蒲生地区(スポーツゾーン)

- ・野球やテニスなどのスポーツを通じて、健康づくりを行なう場をつくる。
- · オープンスペースを活用して誰もが自由に利用できる空間をつくる。

### 地域特有の自然環境・海浜景 展開方針からの整備の方向性 観の再生や資源の利活用

- スポーツ利用へ配慮した植栽の育成
- 貞山運河沿いに親水施設の導入
- 津波防災を啓発する海辺の防 災モデルとなる公園づくり
- ・震災の記憶を伝える、安全・安心を確保する避難の丘の整備
- 交流をつくる施設の整備と新 たな機能の導入による賑わい づくり
- 野球場、ソフトボール場、テニスコートの復旧
- ・眺望スポットや修景施設、遊戯施設としての避難の丘の活用
- ・ 多目的利用の広場の導入

導入施設 ・避難の丘

(高さ T.P.+10.0m、高台面積2,100㎡)

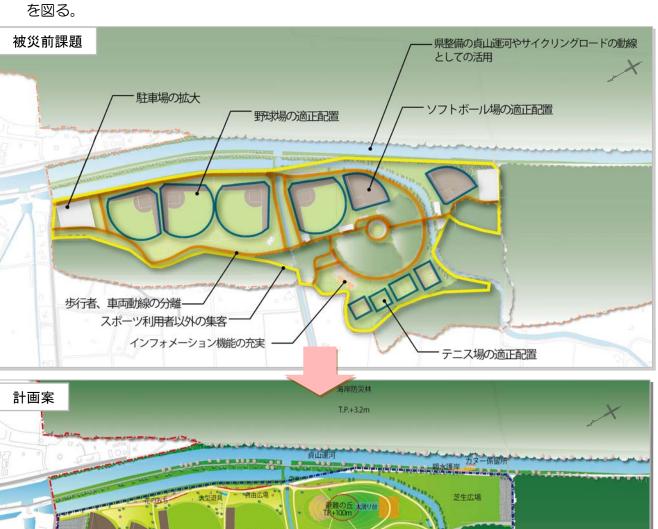
- 野球場(4面)
- ・ソフトボール場(2面)
- テニスコート(10面)

- クラブハウス
- 芝生広場
- 親水護岸、カヌー係留所
- ・大型遊具、大すべり台



蒲生地区 完成イメージパース

- ◆ 野球場4面の配置(プレイヤーにとっての適正配置≒北~南向き)とし、公認規模を確保する。 ソフトボール場2面は、北入口側に配置替えし、機能集約を図る。
- ◆ 歩行者用の主園路機能を貞山運河側に再配置する。帯状の広場スペースと一体的に魅力づくりを 高める。(花等による修景)
- ◆ 園地中央部には、緩やかな地形起伏と避難スペースを持つ避難の丘(T.P.+10m)を整備すると ともに、二次避難の際のヘリコプター離着陸スペースを確保する。
- ◆ 地区の南側には、多目的スペースを確保し、誰でも憩える芝生広場を新たに確保する。
- ◆ テニスコート10面は西側に配置し、クラブハウスとの一体性を持たせる。
- ▲ 駐車場を西側に施設ごとに配置することにより、利便性を高めるとともに、歩行者動線との分離





#### **荒浜地区(レクリエーションゾーン)**

- · 水辺のレクリエーションやパークゴルフの利用など多様なレクリーションの場をつくる。
- ・避難の丘への植栽等、新たな植栽配置により、復興の彩りある景観をつくる。

展開方針からの整備の方向性	展開方針	地域特有の自然環境・海浜景 観の再生や資源の利活用	<ul><li>・復興の彩りをつくる植栽の育成</li><li>・広場導入による一体的な親水施設の活用</li></ul>
	の	津波防災を啓発する海辺の防 災モデルとなる公園づくり	・震災の記憶を伝える、安全・安心を確保する避難の丘の整備 ・センターハウスへのギャラリースポット機能の追加
		交流をつくる施設の整備と新 たな機能の導入による賑わい づくり	<ul><li>・パークゴルフ場、運動広場、センターハウスの復旧</li><li>・眺望スポットや修景施設としての避難の丘の活用</li><li>・公園全体や貞山運河利用におけるセンターハウスの拠点化</li></ul>

・センターハウス

• 親水護岸、カヌー係留所

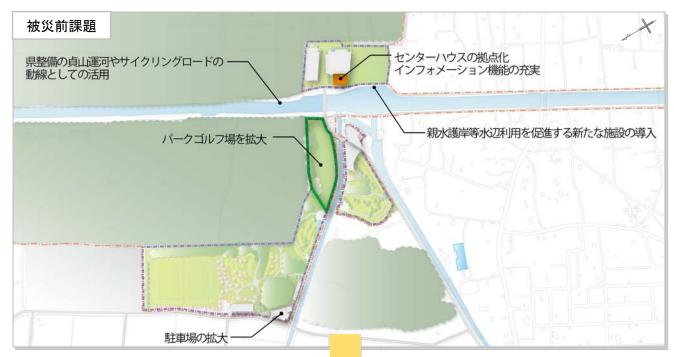
・クラブハウス

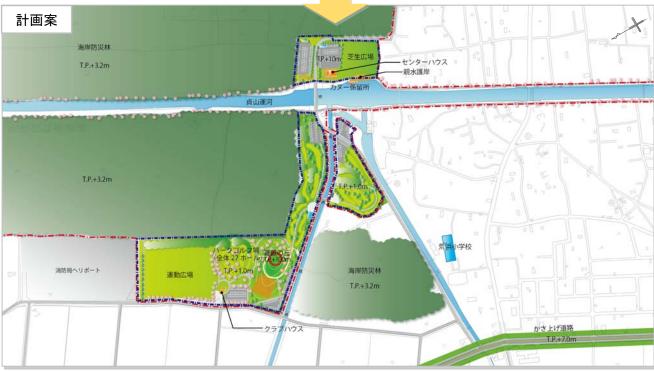
- 導入施設 ・避難の丘
  - (高さ T.P.+10.0m、高台面積420㎡)
  - ・パークゴルフ場(27ホール)
  - 運動広場
  - (サッカー、ラグビー等の多目的広場1面)



荒浜地区 完成イメージパース

- ◆ 貞山運河の海側には、センターハウスを整備する。貞山運河沿いは、親水護岸や広場と一体的に 水辺レクリエーションの拠点性を確保する。
- ◆ 運動広場の西側には、避難の丘(T.P.+10m)を整備するとともに、二次避難の際のヘリコプター離 着陸スペースを確保する。
- ◆ 被災前23ホールあったパークゴルフ場は、従前の計画どおり27ホール整備する。
- ▲ 北側には、運動広場を整備し、多目的な利用を図る。
- ▲ 駐車場を拡大する。





#### 井土地区(プレイゾーン)

- · プレーパーク活動、乗馬、デイキャンプなどの体験活動を行なう場をつくる。
- · 津波による被災を免れた丘として、高台部に震災記憶を継承する機能を持たせる。

# 展開方針からの整備の方向性

観の再生や資源の利活用

- 地域特有の自然環境・海浜景 ・多様な景観を形成する植栽の育成
  - 貞山運河沿いに親水施設の導入
- 津波防災を啓発する海辺の防 災モデルとなる公園づくり
- ・浸水しなかった高台部の避難機能の確保
  - ・津波による被災を免れた場所としての保存及び表象化
- 交流をつくる施設の整備と新 たな機能の導入による賑わい づくり
- ・ 幼児遊具広場、デイキャンプ場、馬術場の復旧
- 円形デッキや花による修景といった眺望景観の魅力づくり

導入施設 ・避難の丘

(既存、高さ T.P.+15.0m、高台面積2,120㎡) ・馬術場

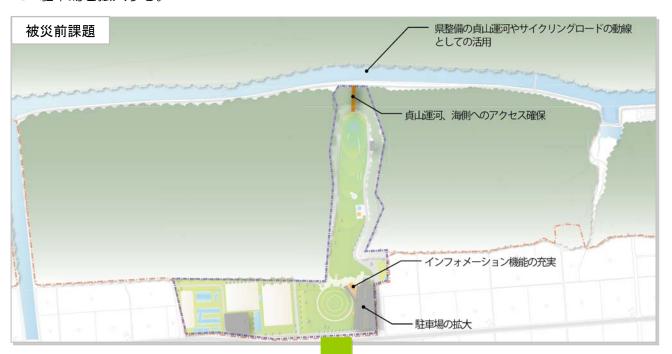
- 冒険遊び場(プレーパーク)
- ・プレーリーダーハウス
- 大型遊具広場
- 幼児遊具広場

- デイキャンプ場
- 管理棟
- 親水護岸、カヌー係留所



井土地区 完成イメージパース

- ◆ デイキャンプ場、馬術場、管理棟等、西側の浸水した施設は震災前の配置を活かしながら復旧す
- ◆ 震災記憶の継承を表象する避難の丘(T.P.+15m)として高台部の面積を確保するとともに、二 次避難の際のヘリコプター離着陸スペースを確保する。
- ▲ 高台地形を活かし、避難の丘は、展望機能を高める。花に囲まれた丘として、新たな名所づくり を目指す。
- ▲ 駐車場を拡大する。





#### 藤塚地区(ネイチャーゾーン)

・ 湿地や干潟などの良好な自然環境の再生を図るとともに、自然について学ぶ場をつくる。

展開方針からの整備の方向性

地域特有の自然環境・海浜景 観の再生や資源の利活用

- ・ 湿地環境の保全
- 環境教育としての観察の場の活用
- 貞山運河沿いに親水護岸の導入

津波防災を啓発する海辺の防 災モデルとなる公園づくり

・震災の記憶を伝える、安全・安心を確保する避難の丘の整備

交流をつくる施設の整備と新 たな機能の導入による賑わい づくり

- ・サイクルステーション整備による回遊性の向上
- 四阿等の自然観察、鑑賞施設の導入



(高さ T.P.+15.0m、高台面積100㎡) ・親水護岸、カヌー係留所

- サイクルステーション



藤塚地区 完成イメージパース

- ◆ 広場スペースと一体的に避難の丘(T.P.+15m)と休憩所を整備し、安全性を確保する。(干潟等の 景観スポット・インフォメーション機能を含む)
- ◆ サイクルステーションの整備等、サイクリングコースのターミナル機能を確保する。
- ◆ 井土浦の干潟の回復をはじめ、貞山運河、名取川の水の結節点としての魅力づくり、利活用の再 生を目指す。
- ▲ 自然観察や環境学習の機能を有する施設の設置等を検討する。

